

令和6年(2024年)7月12日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局指導室

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の
委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について

標記の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3
項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 報告内容

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の
委任に関する規則第5条に規定する令和5年度の管理及び執行状況

2 報告様式

別紙のとおり

別紙

1 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務（規則第2条関係）

(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条及び第24条の規定による区立幼稚園教育職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施に関する事。 (規則第2条第12号)	
	(件数、件名、主な内容など) 【幼稚園教育職員の初任者研修】 該当なし 【令和5年度東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修Ⅰ】 該当なし
(2) 区立幼稚園が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事。 (規則第2条第15号)	
	(件数、件名、主な内容など) 該当なし

2 東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務（規則第3条関係）

(1) 区立小中学校に置かれる主任等を命ずること。（規則第3条第19号）	
	（件数、件名、主な内容など） ア 教務主任 （小学校1名、中学校2名） 教務に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 イ 生活指導主任 （小学校6名、中学校5名） 生活指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 ウ 保健主任 （小学校19名、中学校9名） 保健に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 エ 学年主任 （小学校112名、中学校19名） 学年の教育活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 オ 研究主任 （小学校21名） 研究活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 カ 進路指導主任 （中学校6名） 進路指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 ※ 各小中学校において、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、これらの主任を置いていない。
(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に基づく区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用に関すること。（規則第3条第25号）	
	（件数、件名、主な内容など） 件数：6件、合計：469日 内容：養護教諭及び事務職員の休職による欠員に伴う会計年度任用職員の採用、学校栄養職員の妊娠出産休暇による欠員に伴う会計年度任用職員の採用

(3) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。「給与負担法」という。） 第1条及び教育公務員特例法第23条の規定による初任者研修の実施に関する事。（規則第3条第27号）	
	（件数、件名、主な内容など） ○年間10回程度（区内教育センター等における研修） ※特別支援学級の初任者については、年間10回程度の区内教育センター等における研修に加えて、東京都教職員研修センターにおける研修を3回程度受講する。 ○課題別研修（半日を1回とし、6回以上） ○校内における研修 授業に関する研修 週4時間（年間120時間）以上 授業以外の研修 週2時間（年間60時間）以上 ○研修対象：令和5年度新規採用教員、令和5年度期限付任用教員 令和4年度未修了者 ○宿泊研修（2泊3日）：中野区軽井沢少年自然の家 ○東京都に新規に採用された教員に対して、東京都教員人材育成基本方針に示された教員に求められる4つの力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。
(4) 給与負担法第1条及び教育公務員特例法第24条の規定による中堅教諭等資質向上研修の実施に関する事。（規則第3条第28号）	
	（件数、件名、主な内容など） 【令和5年度東京都公立学校教員中堅教諭等資質向上研修Ⅰ】 ○教育センター等における研修：8単位、選択研修：6単位 ※半日を1単位とする。 ○研修対象：在職期間が10年に達した教諭（主任教諭を含む。）を対象 ※教職経験年数11～13年目の間に年度を選択して受講する。 ○学習指導、生活指導・進路指導等に関する指導力の向上や自らの専門性の向上を促すことをねらいとして、個々の教員の能力や適性等に応じた研修を実施した。また、公務員としての資質向上をねらいとして、教育法規、服務、人権教育等の研修を実施した。更に、長期休業中等に、民間企業等の体験、ボランティア活動等において見学、体験活動等を行い、組織の中堅として果たすべき役割を学んだ。 ○年度当初、学校の管理職が該当教職員を「i、ii、iii」段階に評価し、それぞれの

段階に応じた研修を行った。

i 段階（教諭）：学習指導等の基礎的な力を身に付ける必要がある。

校外における研修 22 単位

校内における研修 30 単位

ii 段階（教諭）：学習指導等について求められる水準の力を有している。

校外における研修 18 単位

校内における研修 30 単位

ii 段階（主任教諭）：学習指導等について求められる水準の力を有している。

校外における研修 18 単位

校内における研修 18 単位

iii 段階（教諭）：学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。

校外における研修 14 単位

校内における研修 30 単位

iii 段階（主任教諭）：学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。

校外における研修 14 単位

校内における研修 18 単位

【令和 5 年度東京都公立学校中堅養護教諭等資質向上研修 I】

○校外における研修：5 単位

※半日を 1 単位とする。

○研修対象：在職期間が 10 年に達した養護教諭を対象

※教職経験年数 11～13 年目の間に年度を選択して受講する。

【令和 5 年度東京都公立学校中堅栄養教諭等資質向上研修 I】

該当なし

【令和 5 年度東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修 I】

該当なし

(5) 給与負担法第1条及び地教行法第21条第8号の規定による区立小中学校の新規採用教員に対する研修の実施に関する事。 (規則第3条第29号)	
	(件数、件名、主な内容など) 【新規採用養護教諭研修】 ○年間4回：区内教育センター等における研修（開講式、メンタルヘルス、特別支援学校見学、閉校式） ○年間6回以上：東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修 ○夏季集中研修：宿泊研修の代わりに、東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修を半日で1回とし、4回程度（2日間）実施する ○校内における研修：105時間以上実施する。
(6) 給与負担法第1条及び地教行法第21条第8号の規定による新任教務主任研修及び主幹研修の実施に関する事。 (規則第3条第30号)	
	(件数、件名、主な内容など) ○年間1回 ○研修対象：67名 ○主幹教諭研修会 ○主幹教諭の職責及び職務内容の理解ならびに、主幹教諭に求められる4つの役割に対する認識を深め、自身の学校運営力の向上を図ることをねらいとしてオンデマンドで開催した。研修内容を基に事後課題に取り組み、提出をもって受講と認定した。
(7) 非常勤講師の任免に関する事。ただし、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）に基づく講師を除く。 (規則第3条第34号)	
	(件数、件名、主な内容など) 件数：特別非常勤講師2名 内容：小学校第1・2学年における体育指導91時間

(8) 区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。(規則第3条第45号)	
	(件数、件名、主な内容など) ○小学校 第5学年(軽井沢移動教室、体験学習選択制) 2泊3日 21校 第6学年(軽井沢移動教室、体験学習選択制) 2泊3日 21校 ○中学校 第1学年(移動教室) 1泊2日 9校 第2学年(移動教室) 2泊3日 9校 第3学年(修学旅行) 2泊3日 9校